

京都聖母学院小学校学則

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに学校教育法施行規則等教育関係諸法令に従い、かつ、カトリック精神に基づき、小学校に於ける義務教育の課程を修了させることを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、京都聖母学院小学校と称する。

（位置）

第3条 本校の位置を、京都府京都市伏見区深草田谷町1に置く。

（修業年限）

第4条 本校の修業年限は、6年とする。

（定員）

第5条 本校の収容定員は、960名とする。

（教職員組織）

第6条 本校に次の職員を置く。

校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員

2 その他必要な職員を置くことができる。

第2章 入学、退学、転学、休学及び卒業

（入学時期）

第7条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。ただし、時宜により臨時に入学を許可することができる。

（入学資格）

第8条 本校第1学年に入学できる者は、市区町村長から就学通知を受けた満6歳以上の児童で、入学時の選考により本校所定の課程を履修するに相当と認められた者とする。

（出願手続）

第9条 入学志願者は、所定の入学願書その他必要な書類に入学考査料を添えて提出しなければならない。

2 前項の入学考査料は、別表2のとおりとする。

（入学許可）

第10条 入学については、選考の上校長が許可する。

（入学手続）

第11条 本校に入学の許可を受けた者は、本校所定の誓約書に入学金を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の入学金は、別表3のとおりとする。

（誓約書）

第12条 本校に入学を許可された者は、誓約書を提出しなければならない。

（転学）

第13条 正当な理由のため他の小学校に転学しようとするとき、保証人は理由書を添えてその旨を

校長に願い出るものとする。

（編入学及び転入学）

第14条 編入学及び転入学を希望する者には、欠員があれば校長は、選考の上入学を許可することがある。

（退学）

第15条 疾病、転居その他やむを得ない理由のため退学しようとするとき、保証人は理由書を添えその旨を校長に願い出なければならない。

（休学）

第16条 校長は、疾病その他やむを得ない事情で3ヶ月以上出席できない場合、児童を休学させることができる。なお、休学期間は引き続き2年を超えることができない。

（復学）

第17条 休学者が復学しようとするときは、所定の様式による復学願いを保証人連署の上提出し、校長の許可を受けなければならない。

（再入学）

第18条 校長は、家庭の事情で転学又は退学後、再入学を希望する者には欠員があれば、学力検査の上再入学を許可する。

（出席停止）

第19条 学校保健安全法に定める伝染病にかかり他の児童に感染するおそれがある場合、又は他の児童の学習活動に著しく妨げとなり、もしくは他の児童に危害を加えるおそれがある場合には、校長は保証人に理由及び期間を明示の上、本人の出席停止を命じることがある。

（卒業）

第20条 校長は、第25条の教育課程を修了したと認めた者には、卒業を認定し卒業証書を授与する。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第22条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月25日まで

第2学期 8月26日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第23条 本校の休業日は次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び日曜日

（2）夏季休業日 7月24日から8月25日まで

（3）冬季休業日 12月24日から1月6日まで

（4）学年末及び学年始め休業日 3月25日から4月6日まで

（5）毎土曜日

（6）その他校長の必要と認めた日

2 校長は、必要と認めたときは休業日を変更することができる。

（臨時休業）

第24条 非常変災その他緊迫の事情があるとき、校長は、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業日数

（教育課程）

第25条 本校は、進路選択種別として「総合コース」と「国際コース」を設置し、それぞれの教育課程については、別表1のとおりとする。

2 児童は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

（授業日数）

第26条 本校の授業日数は、1学年34週以上、2学年から6学年まで各学年35週以上とする。

第5章 学習評価及び課程の修了

（学習評価）

第27条 学習の評価は、知識・技能の理解及び到達の度合い並びに関心・意欲・態度から判断して、学期末及び学年末に評定する。

（課程修了の認定）

第28条 各学年の課程の修了は、学年末に出席日数、成績評定及び平素の態度行動を勘案し認定する。

第6章 賞 罰

（賞）

第29条 学校は、教育上必要があると認めるとき児童を賞する。

（退学処分）

第30条 本校の定める諸規則を守らず、本校児童にふさわしくない言行があった者に対しては、退学処分を行うことがある。

2 退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他本校児童としての本分に反した者
- (4) 授業料等納付金の納付が滞った者

第7章 授業料、施設設備費及び教育充実費

（学費）

第31条 本校の授業料、施設設備費、教育充実費は別表4のとおりとし、授業料、教育充実費（以下「授業料等納付金」という。）については、3期分納するものとする。

2 3期分納の期日は、次のとおりとする。以下に示す期日が金融機関の休業日にあたるときは、翌日の営業日とする。

第1期（4月～7月分）4月26日

第2期（8月～11月分）8月26日

第3期（12月～翌年3月分）12月26日

3 施設設備費は、入学者が入学年度の当初に納付するものとし、前項に定める3期分納の第1期に保証人の指定口座から振り替えるものとする。

（授業料等納付金）

第32条 児童が在籍する間は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 3期分納のうちいずれかの1期分の授業料等納付金の納付がない場合には、保証人に督促する。

1期分を完納しない状態でさらに次期分を滞納した場合、原則として次期分の納付期日の属する月の末日をもって当該児童を退学とする。

3 既納の納付金は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

4 編入学及び転入学、休学、復学、再入学、転学、退学時の授業料等納付金については、学校法人聖母女学院学費等取扱基準に基づき取り扱う。

第8章 保証人

（保証人の資格）

第33条 保護者又は後見人を保証人とする。

（副保証人）

第34条 自宅から通学をしない者は、副保証人を定めなければならない。副保証人は、独立の生計を営む者で、児童の生活と教育に責任を持つ者でなければならない。ただし、この場合あらかじめ校長の承認を必要とする。

（保証人の責任）

第35条 保証人は、児童の在籍中その身上に関する責任を持ち、学校の教育活動に協力しなければならない。

（保証人の変更）

第36条 保証人に変更のある場合は、すみやかに届け出なければならない。

第9章 雑則

（細則）

第37条 この学則実施に必要な細則は、校長が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

この学則は1949年4月1日から実施する。

（2005年4月1日改正）

（施行期日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 この学則第31条第1項の規定は、2007年度の新入生から適用し、2006年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

（2007年4月1日改正）

附 則

（施行期日）

この学則は2008年4月1日から実施する。

2. この学則第31条第1項の規定は、2007年度の新入生から適用し、2006年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

（2008年4月1日改正）

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2. この学則第31条第1項の規定は、2010年度の新入生から適用し、2009年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

（2010年4月1日改正）

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2. この学則第25条第1項の規定は、2011年度の新入生から適用し、2010年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

別表 1（第 25 条第 1 項） 教育課程

2009年度以降小学校教育課程(総合コース)

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	280	245	245	245
	社 会	/	/	70	105	105	105
	算 数	170	210	210	195	175	175
	理 科	/	/	90	105	105	105
	生 活 含 英 語・情 報	136	140	/	/	/	/
	音 楽	68	70	60	60	58	57
	図 画 工 作	68	70	60	60	57	58
	家 庭	/	/	/	/	60	60
	体 育	102	105	105	105	105	105
宗 教 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
外 国 語 活 動 の 授 業 時 数		/	/	/	/	35	35
特 別 活 動 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 授 業 時 数 含 英 語・情 報・選 択		/	/	105	140	70	70
総 授 業 時 数		918	980	1050	1085	1085	1085

備考

1. 2～6学年は、年間35週として計算する。1学年は年間34週とする。
2. この表の授業時数の1単位時間は45分とする。
3. 聖母タイム(20分間)として国語、算数を授業時数に含む。
4. 生活の授業時数には、英語によるコミュニケーション学習(1学年34時間、2学年35時間)と情報(1学年34時間、2学年35時間)を含む。
5. 総合的な学習の授業時数に英語によるコミュニケーション学習と情報を含む。
6. 図画工作・音楽・家庭・体育・総合的な学習の年間授業時数には当該教科等に関連した行事が加わる。

2010年度小学校教育課程(国際コース)

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	280	245	245	245
	社 会			70	105	105	105
	算 数	153	175	190	195	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	153	175				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	52
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	90	105	90	90
宗 教 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
特 別 活 動 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 授 業 時 数				140	140	135	138
総 授 業 時 数		918	980	1050	1085	1085	1085

備考

1. 第2～6学年は、年間35週として計算する。1学年は年間34週とする。
2. この表の授業時数の1時間は45分とする。
3. 第1～3学年は火水木金にそれぞれ20分間の聖母タイムを設け、漢字、計算、読書といった学習を行う。
第4～6学年は火木金にそれぞれ20分間の聖母タイムを設け、漢字、計算、読書といった学習を行う。

2011年度以降小学校教育課程(国際コース)

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	280	245	245	245
	社 会			70	105	105	105
	算 数	153	175	190	195	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	153	175				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	52
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
宗 教 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
特 別 活 動 の 授 業 時 数		34	35	35	35	35	35
総合的な学習の授業時数				125	140	135	138
外国語活動						0	0
総 授 業 時 数		918	980	1050	1085	1085	1085

備考

1. 第2～6学年は年間35週として計算する。第1学年は年間34週とする。
2. この表の授業時数の1時間は45分とする。
3. 第1～3学年は火水木金にそれぞれ20分間の聖母タイムを設け、漢字、計算、読書といった学習を行う。
第4～6学年は火木金にそれぞれ20分間の聖母タイムを設け、漢字、計算、読書といった学習を行う。

別表 2（第 9 条第 2 項） 入学考査料

入学考査料（受験料）	15,000円
------------	---------

別表 3（第 11 条第 2 項） 入学金

入 学 金	150,000円
-------	----------

別表 4（第 31 条第 1 項） 授業料・施設設備費・教育充実費

授 業 料（総合）	396,000円
授 業 料（国際）	483,000円
施設設備費（総合・国際）	90,000円
教育充実費（総合）	144,000円
教育充実費（国際）	180,000円